

関西学院大学動物実験管理規程の運用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、関西学院大学動物実験管理規程（以下、動物実験管理規程とする。）の運用に関する諸事項について定めたものである。

(動物実験施設の設置及び改廃等の申請書)

第2条 動物実験管理規程第14条第2号及び第17条に規定される動物実験施設の設置及び改廃等の申請は、所定様式による。

(動物実験施設の要件)

第3条 動物実験管理規程第18条における動物実験施設の要件は下記の各号の通りとする。

1 動物実験管理規程第1条にしたがい規定された必須要件をすべて満たすこと。また、努力義務等に関しても十分に配慮したものであること。

2 動物実験責任者の所属する所属する学会・団体等において、基準等が存在する場合には、それらについても遵守すること。

3 動物実験管理規程第1条にしたがい、兵庫県知事に届け出ること。

(動物実験計画の申請及び報告書)

第4条 動物実験管理規程第2条及び第7条6号に規定される動物実験計画の申請及び第7条第7号学外研究者・企業との共同研究に関する誓約書等、第11号危険物等を用いた実験に関する届出等、第14号動物実験等の実施結果の報告等は、所定様式による。

第5条 動物実験計画書は動物実験責任者が、当該動物実験等の実施に先立って提出し、動物実験委員会（以下、委員会とする。）の承認を得ておくこと。年度をまたぐ研究の場合は、3年間を限度として申請することができる。

2 動物実験計画書及び報告書は、同一テーマの動物実験等に関して各1部作成すること。ただし、少なくとも1年に1回は申請・報告を行うこと。同一年度の実験の場合、同じテーマでの複数の実験計画書の提出は出来ない。年度をまたぐ研究であっても、年度単位で報告すること。

3 動物実験計画を中止した場合には、速やかにその旨を報告すること。

4 動物実験計画を変更する場合には、原則として事前に申請し、委員会の承認を得ておくこと。ただし、動物愛護及び動物福祉の精神に則り、緊急に計画変更が必要であると動物実験責任者が判断した場合にはこの限りではないが、その場合も必ず速やかに委員会に報告すること。

(動物実験計画の立案及び実験操作)

第6条 動物実験管理規程第20条における動物実験計画の立案及び実験操作に関しては下記の各号に基づくこと。

1 動物実験管理規程第1条にしたがい必須要件をすべて満たすこと。また、努力義務等に関しても十分に配慮したものであること。

2 動物実験責任者の所属する所属する学会・団体等において、基準等が存在する場合には、それらについても遵守すること。

3 実験操作に関する標準操作手続きを定めた手引きを、部局又は動物実験責任者ごとに作成し、動物実験委員会に提出すること。

(主管部課)

第7条 この内規に関する事務は研究推進社会連携機構事務部が行う。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、動物実験管理規程第14条第1号に基づき、委員会において審議し、研究推進委員会に報告する。

附 則

1 この内規は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

2 この内規は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。